

奈良尾漁港賑わい創出協議会 規約

令和5年11月29日

(名称)

第1条 本会は、「奈良尾漁港賑わい創出協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、奈良尾漁港を活用したヨット、クルーザー、プレジャーボート、遊漁船等(以下、これらを「ヨット等」という。)の寄港、釣り、ダイビングなどマリンレジャーによる交流事業を推進することなどにより、漁村集落において賑わい空間を創出し、地域の活性化と充実に寄与していくことを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、別表の賑わい空間の創出に関係し、且つ目的に賛同する者をもって組織する。

- 2 構成員は、協議会の活動を通して、特定の施設や団体等に対して便宜を図ることや、他の構成員に対して不利益を与える行為を行わないこと。
- 3 構成員は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員等の反社会的勢力ではないこと、及び過去に漁港漁場整備法に対する違反行為を行ったことがないことが明らかであること。
- 4 構成員は、やむを得ない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。

(役員)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事(以下「役員」という。)を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計決算について監査を行う。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。

(所掌事務)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、共同で事業を実施する。

- (1) 奈良尾漁港の海業振興にかかる活動
- (2) 海の駅としてのヨット等利用促進
- (3) 新規構成員の追加
- (4) その他協議会において必要と認められること。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立するものとする。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 行政機関の職員については、海業振興の活動にあたり公平性及び中立性を担保するため、会議にオブザーバーとして出席することができる。
- 5 それ以外の関係者についても、会議の必要に応じてオブザーバーとして出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(年会費)

第8条 構成員は、会議において定める年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費は一口3,000円(消費税を含む)とする。
- 3 年会費の期間は、毎年12月1日から翌年の11月30日までとし、期の途中で入会した構成員の会費も同様とする。
- 4 当協議会の趣旨に賛同し、協賛又は協力を行おうとする企業等は、協議会に対しその活動にかかる経費のための協賛金を納入することができる。

(退会等)

第9条 構成員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2 構成員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は構成員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を2年以上納入しないとき。
- 3 退会した構成員がすでに納入した年会費その他の拠出金品は、返還しない。

(庶務)

第10条 協議会の事務局は、浜串漁業協同組合に置く。

2 事務局は、協議会の会計として、出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(報告)

第11条 協議会の事業実績及び会計決算については、毎年1回会員に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 本規約は、令和5年10月31日から施行する。
- 2 本規約は、令和5年11月29日に改正し施行する。

(別表)

奈良尾漁港賑わい創出協議会名簿

分類	所属	役職	氏名	備考
構成員	浜串漁業協同組合	代表理事組合長	竹内 隆治	会長
	九州商船(株)奈良尾営業所	所長代理	荒木 只夫	
	(一社)新上五島町観光物産協会	代表理事	望月 秀起	
	NARAOあこう樹PROJECT	会長	吉田 貴徳	副会長
	五島列島リゾートホテルマルゲリータ奈良尾	統括マネージャー	齊藤 勇希	監事
	Goto Adventure Inn	代表	水村 昌司	
	ナイスデイ	代表取締役社長	鼻崎 麻紀	
	開成水産(株)	代表取締役社長	入江 和好	
	のぞみ漁業(株)	代表取締役	谷 綾一	
	昭徳水産(株)	代表取締役社長	竹内 隆治	
	富栄海運(有)	代表取締役社長	竹内 隆治	
	大宝建設(株)	代表取締役	柴田 久直	
	奈良尾生コン(株)	代表取締役	野村 浩	
	古野電気(株)国内営業部	次長	長家 浩明	

事務局	浜串漁業協同組合	参事	浦口 展央	
-----	----------	----	-------	--

オブザーバー	新上五島町観光商工課	課長	近藤 聡	
	新上五島町地域づくり課	課長	窄口 好博	
	新上五島町水産課	課長	安永 佳秀	
	長崎県五島振興局地域づくり推進課	課長	赤尾 美望	
	長崎県五島振興局上五島水産業普及指導センター	所長	若杉 隆信	
	長崎県五島振興局上五島支所建設部建設課	課長	平井 太郎	